

西宮市水道料金システム更新業務委員会設置要綱

(設置)

第1条 上下水道局で使用している水道料金システムの更新について、次期システムでは利用者のニーズに応えるとともにその選定の適正を期するため、水道料金システム更新業務委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、決定する。

- (1) 水道料金システムの設計、構築、及びデータ整備に関する基本的事項
- (2) 水道料金システムの運用、保守、及び管理方法に関する基本的事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は上下水道総括室長を、副委員長は業務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会に所掌事務を調査検討させるため、「総合作業部会」、「料金作業部会」、「給水装置作業部会」、「メーター管理作業部会」、「修繕作業部会」、及び「水運用作業部会」を置く。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 各作業部会に、委員長が指名する部会長及び副部会長をもって充てる。
- 4 各作業部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、上下水道局上下水道総括室業務課に置く。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から、令和6年10月1日までとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から改正する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から改正する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から改正する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から改正する。

水道料金システム更新業務体制表

別表1（第3条関係）

組織名称	所属および役職名	氏名	備考
水道料金システム更新業務委員会	上下水道局上下水道総括室 室長	北野 良太	委員長
	上下水道局上下水道総括室業務課 課長	神田 宗二郎	副委員長
	上下水道局上下水道総括室上下水道総務課 課長	平岡 房雄	
	上下水道局上下水道総括室財務課 課長	小島 珠緒	
	上下水道局水道工務部水道計画課 課長	大居 弘明	
	上下水道局水道工務部水道工務課 担当課長	大下 善一	
	上下水道局水道工務部給水装置課 課長	小山 知邦	
	上下水道局水道施設部浄水課 課長	大井 啓司	
	上下水道局上下水道総括室財務課 担当課長	南 晴久	

(備考)

人事異動等に伴って新たに委員を選任する場合は、委員会の決議をもって選任とみなす。

別表2（第5条関係）

組織名称	所属および役職名	氏名	備考
総合作業部会	上下水道局上下水道総括室業務課 係長	出口 誠	部会長
	上下水道局上下水道総括室財務課 係長	中尾 公紀	副部会長
	上下水道局上下水道総括室財務課 係長	福田 敬	
	上下水道局上下水道総括室財務課	山口 晃生	
料金作業部会	上下水道局上下水道総括室業務課 係長	西坂 健郎	部会長
	上下水道局上下水道総括室業務課 係長	安田 博文	副部会長
	上下水道局上下水道総括室業務課 係長	森田 秀司	
	上下水道局上下水道総括室業務課	酒井 巧	
	上下水道局上下水道総括室業務課	森本 信彦	
	上下水道局上下水道総括室業務課	岡部 聡志	
給水装置作業部会	上下水道局水道工務部給水装置課 係長	松本 周一	部会長
	上下水道局水道工務部給水装置課	坂下 元一	副部会長
	上下水道局水道工務部水道計画課	天田 久貴	
メーター管理作業部会	上下水道局水道工務部給水装置課 係長	浜崎 直之	部会長
	上下水道局水道工務部給水装置課	宇和田 周平	副部会長
修繕作業部会	上下水道局水道工務部水道工務課 係長	田代 智之	部会長
	上下水道局水道工務部水道工務課	鬼頭 孝之	副部会長
水運用作業部会	上下水道局水道施設部浄水課 係長	石田 勇樹	部会長
	上下水道局水道工務部水道計画課 係長	上田 純也	副部会長

	上下水道局上下水道総括室上下水道総務課 係長	片山 典洋	
--	------------------------	-------	--

(備考)

各作業部会員は、原則として各作業部会に従事するものであるが、委員長が必要と認める場合は、異なる作業部会への従事を命じることができる。

各作業部会員の担当業務と異なる内容について議論する場合は、部会長の判断でその作業部会に出席しなくてよいものとする。

人事異動等に伴って新たに作業部会員を選任する場合は、委員会の決議をもって選任とみなす。